令和２年度
第 12 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第 12 回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年３月２５日（木）　１３時２８分開会
　　１４時２２分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員２０名　欠席委員０名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡博	出席	
６番	今鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	議事録署名委員
１５番	黒澤譲治	出席	議事録署名委員
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	中村康文
管理課長	荒川裕昭
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第６項合意解約の通知）
　　報告第３号　専決処分の報告について
　　（農地利用配分計画（案）の作成に係る意見）
　　報告第４号　平成 29 年度第 12 号農用地利用集積計画の変更について
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　令和２年度第９号農用地利用集積計画の決定について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、令和２年度第12回農業委員会総会を開会いたします。
本日は今委員が少し遅れる旨の届出がございました。
よって、委員20名中、19名が出席しており、会議は成立しております。
また、本日も前回総会に引き続き、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染予防対策として、事務局の議案説明につきまして、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承願います。
会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。雪解けも進み、農作業も徐々に始まっているかと思いますが、事故に気を付けて作業を行ってください。
それでは、ただ今から会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。
議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、14番、平岡日出男委員、15、黒澤委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　前回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料の通りであります。事務局からは、以上であります。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：28）
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 について、ご説明申し上げます。議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 2 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞ及び 2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分に報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 2 件で、土地の所在等は、議案書 3ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号38及び39につきましては、借主を変更した上で、後ほど議案第2号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問無し）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

【報告第３号　専決処分に報告について
（農用地利用配分計画（案）の作成にかかる意見）】

議　　長　　次に、報告第3号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第3号について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千歳市長から次の農用地利用配分計画（案）に対する意見を求められ、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、適当である旨専決処分したので、これを報告します。

専決処分した配分計画案は、3件になります。

整理番号1から3は、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、借受希望の申出があった譲受人に農地を貸し付ける計画となっております

利用権設定等を受ける農用地等は、議案書4ﾍﾟｰｼﾞ及び5ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞに、報告第3号資料として、本配分計画案に係る主な流れ、また、2ﾍﾟｰｼﾞ及び3ﾍﾟｰｼﾞに中間管理事業について記載した資料がありますので、説明と併せてご覧ください。

整理番号1から3の農地については、△△△△さん外2名が所有しておりますが、この農地については、平成28年3月15日付けで旧農地法第39条第1項の規定に基づき北海道知事が裁定し、現在、△△△△さん外2名が利用集積計画により平成28年4月28日から令和3年3月31日まで借受しております。

このたび、この借受期間が満了することから、事務局としては、引

き続き適正な農地利用が図られるよう、法令に基づき、手続きをしております。

概略をご説明いたしますので、別紙、本配分計画案に係る主な流れをご覧ください。

本表の左側と右側に下向きの矢印がありますが、左側が農地法に基づいて、所有者に同意を得ずに貸し出す流れ、右側が、農地中間管理事業の推進に関する法律、通称、機構法といいますが、これに基づき中間管理機構を通して農業者に貸し付ける流れになります。

まず、①として、当該農地の所有者に対し、農地法第33条第1項に基づき、利用意向調査を実施いたしました。

この農地法第33条第1項は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実となる農地があるときの所有者等に対する農業委員会が行う利用意向調査について定められています。

しかしながら、回答期限である6か月を経ても、共有持ち分のある1名から回答があったものの、いずれの農地も、持ち分の過半を超える回答は得られなかったため、△△△△さん外1名に、④にある農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告をいたしました。

この間、現在、農地を借り受けている△△△△さん外2名から今後についても借り受けたいとの申出がありましたが、協議すべき期限である令和3年3月8日までに、所有者から返答がなかったことから、知事裁定による中間管理事業の利活用を見込み、表の⑤にある、農用地利用配分計画（案）を千歳市において作成しました。

次の⑥の欄に星印をつけておりますが、本報告第3号は、この農用地利用配分計画（案）について、千歳市から農業委員会に対し意見の聴取があったもので、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、適当である旨回答したものになります。

なお、現在は、農地法第37条に基づき、⑦にある知事に対する裁定の申請が行われたことから、北海道において公告中であります。

また、今後は、資料の日付はすべて予定になりますが、これにあるとおり、今月中又は4月1日に知事裁定及び農用地利用配分計画の認可がおり、報告第3号にある3名に対し、4月1日から5年間の中間管理事業による貸付がなされる見込みであります。

事務局からは以上です。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

藤　田　委　員　　これは、平成28年の時は旧農地法でやりましたが、今は新しい農地法の中間管理事業でやるという解釈でよろしいですか。

事　　務　　局　　おっしゃる通りです。旧農地法は円滑化団体を通してやっておりましたが、新しい農地法では、中間管理機構を通して中間管理事業で行うこととなります。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　ほかにございませんか。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第3号を報告済といたします。

【報告第４号　平成29年度第12号農用地利用集積計画の変更について】

議　　長　　次に報告第4号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第4号について、ご説明申し上げます。議案書6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
令和3年3月11日付け千農計第118号により、千歳市長から、標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。
議案書7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
上段が、平成29年度第12号農用地利用集積計画における利137でありまして、下段が変更後となります。
変更箇所は、祝梅○○○○の内の面積の変更及びこれに伴う賃借料の変更であります。
また、変更に至った経緯でありますが、祝梅○○○○の一部分を賃貸借するために作成された求積図に錯誤があることが判明し、修正を行うためであります。
なお、当該箇所は、後ほど議案第2号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
以上、報告第4号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第４号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第6、協議の部に入ります。（13：38）
はじめに議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。
議案書8ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第３条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
当日配布資料の4ﾍﾟｰｼﾞから9ﾍﾟｰｼﾞに、議案第１号資料として、地番図を、10ﾍﾟｰｼﾞ及び11ﾍﾟｰｼﾞに雪印種苗の概要、12ﾍﾟｰｼﾞから14ﾍﾟｰｼﾞに雪印種苗における泉郷地区の借地事業計画を添付しております。
今月の農地法第３条の許可申請は、賃借権の設定が１件、使用貸借権の設定が１件です。
初めに、整理番号15、協和地区の△△△△さんが、後継者に経営移譲を行うため、使用貸借を行う案件になります。
土地の所在等は、議案書8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
次に、議案書9ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号16、泉郷地区の△△△△さんが、規模縮小のため、研究目的で農地を利用する△△△△に賃貸借を行う案件になります。
土地の所在等は、議案書9ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号15は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号に照らし合わせたところ、許可要件の全てを満たしております。
また、整理番号16は、△△△△が、当日配布資料12ﾍﾟｰｼﾞの泉郷地区の借地事業計画にありますとおり、試験研究のために農地を取得するものであるため、農地法第３条第21項各号の一部要件が適用されず、すなわち、第１号の全面積を効率的に利用できること、第２号の農地所有適格法人であること、第５号の下限面積が2haであることなどの要件が不要となりますが、第３号の信託、第６号の転貸、第７号の周辺農地の効率的利用に支障がないことの各要件について、それぞれ照らし合わせたことところ、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号15及び16について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第２号　令和２年度第９号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第2号、令和2年度第9号農用地利用集積計画の決定についての整理番号、利71から利88まで、および利92を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第2号について、ご説明申し上げます。
議案書10ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の15ﾍﾟｰｼﾞから26ﾍﾟｰｼﾞに議案第2号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、利用権設定が22件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです
はじめに、整理番号利71から利88まで及び利92を説明いたします。
議案書10ﾍﾟｰｼﾞから12ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
整理番号利71から利84までは利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
次に、議案書12ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利85・86は、報告第2号、整理番

号38で解約のあった農地を、借主を変更して賃貸借する規模拡大案件となります。

次に、議案書13ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利87・88は公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件となります。

次に、議案書14ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利92は、報告第2号、整理番号39で解約のあった農地を、借主を変更して賃貸借する農地保有合理化事業の事業継承案件となります。

令和元年度農地保有合理化事業で公益財団法人北海道農業公社が買受け、農業者に5年間の一時貸付をしていた農地について、これまで借受けていた農業者が逝去したことから、事業を継承する形で事業参加をしております。

なお、当初設定された令和7年2月2日までの一時貸付期間は変更されず、期間満了前に事業継承者が売渡しを受ける予定となっております。

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、整理番号利71から利88まで及び利92について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡博委員　　利92ですが、賃借料が田で□□円となっているのですが、何かの間違えではないでしょうか。

事　務　局　　利92につきましては、農地保有合理化事業ということで、賃貸借料の決め方が決まっており、売渡予定価格を基に決定しております。

今回の5年事業の場合だと、売渡予定の価格の2%というのが賃借料に設定されます。

平岡博委員　　了解しました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

次に、整理番号、利 89 を議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（13：47）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：47）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書 13ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
さきほど飛ばしました整理番号利 89 は、令和 2 年度第 11 回総会、報告第 2 号、整理番号 24 で解約のあった、これまで△△△△さん個人が賃貸借していた農地について、今回、△△△△さんが新たに設立した法人で、賃貸借契約を結び直す案件となります。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、利 89 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：48）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：48）
次に、整理番号、利 90 及び利 91 を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（13：49）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：49）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書 14ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
さきほど飛ばしました、整理番号、利 90・91 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、利 90・91 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：50）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：50）

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　続けて事務局からの説明をお願いします。

事　務　局　※事務局より次の事項について、報告があった。

資料1　令和3年度農業委員会総会日程
資料2　農業者年金の充実に関する要望の取りまとめ
資料3　利用意向調査結果と今後の対応
資料4　千歳市農地賃借料情報
口 頭　故△△△△氏所有農地の利用調整について
資料5　令和4年度農業政策、要望に関する要望書（原案）について
口 頭　第2回加入推進班会議及び第1回農政小委員会の開催について
口 頭　4月1日付け人事異動について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：22　閉会）